平成２４年（フ）第１２８号
三重県四日市市垂坂町335番地12
債務者　野中　佳子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市塩津町13番18号　塩津グリーンハイツ102
債務者　福嶋　淳三
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
広島県尾道市美ノ郷町本郷3922番地１
債務者　水田　秋夫
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
福岡県嘉麻市下山田308番地２
債務者　山見　　博
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２２７号
北九州市門司区大字畑827番地５
債務者　依藤　幸雄
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２２８号
北九州市門司区大字畑827番地５
債務者　溝口スズ子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３２１号
北九州市小倉北区中井１丁目５番２―303号
債務者　上原　　晃
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１１９号
大分市大字古国府139番地の２
債務者　奥田ふじ子
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
宮崎市大字郡司分甲2866番地２
債務者　川越ヤス子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３６号
鹿児島県姶良市加治木町木田167番地２　郁文館住宅４棟104号
債務者　今西　正徳
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第９号
沖縄県石垣市字川平731番地
債務者　野底　吉勝
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第５５号
青森県八戸市大字白銀町字右岩淵通29番地６ハイム白銀Ａ201号
債務者　畠山　友子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１３０号
岩手県北上市上江釣子１地割241番地７　市営荒屋住宅２号棟203号、旧住所岩手県北上市大堤北１丁目４番25号　サイドパークＣ棟
債務者　高橋ゆかり
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第７８号
福島県郡山市桑野１丁目20番９号　あべハイツ105号
債務者　鈴木美惠子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１０号
神戸市西区学園西町１丁目１番地の１　1115号、前住所神戸市垂水区本多聞６丁目６番１号
債務者　今井　厚美
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１１８号
兵庫県明石市西明石町４丁目３番24号　ヨーロピアン西明石201号、前住所兵庫県明石市西明石東町12番地の１　グリーンパレス205号
債務者　米井智佐代
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦1963番地４
債務者　丸山　優貴
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部